

医療法人等に係る所得金額の計算書（様式第3号の2）

記載の手引

1 この計算書の用途等

医療法人等の法人事業税所得金額は、社会保険医療分（以下「社保分」という。）に係る収入金額及び経費の額とその他の収入金額及び経費の額を明確に区分して計算することとされています（広島県税条例第49条第1項）。

$$\text{課税標準となる所得金額} = \text{総所得金額} - (\text{社保分収入金額} - \text{社保分経費})$$

しかし、社保分の収入金額に係る経費の額とその他の収入金額に係る経費の額とを区分することが困難な場合には、この「医療法人等に係る所得金額の計算書」（様式第3号の2）により計算してください。

$$\text{課税標準となる所得金額} = \text{総所得金額} - \frac{\text{課税標準の算定の基礎となる所得金額}}{\text{医療保健業総収入金額}} \times \text{社保分収入金額}$$

2 この計算書の提出を要する法人

この計算書は、広島県に主たる病院・診療所を有する医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含む。）又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が、法人事業税の確定申告書及び修正申告書を提出する場合に添付してください。

ただし、法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を受ける医療法人（以下「特例適用法人」という。）は、添付の必要はありません。

特例適用法人について・・・

法人事業税の「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則（以下「規則」という。）第6号様式別表5）の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税法施行規則別表10（6）の写しを添付してください。

特例適用法人は、総所得金額から当該規定に基づいて算定した社保分の所得金額を控除して法人事業税課税所得金額を算定します。

$$\text{課税標準となる所得金額} = \text{総所得金額} - (\text{社保分収入金額} - \text{特例規定による社保分経費})$$

3 添付書類

この計算書には、次に掲げる資料を併せて提出してください。

- (1) 法人税法施行規則別表四
- (2) 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 雑益及び雑損失等の内訳書
- (4) 介護保険収入がある場合は「介護保険法の規定に基づくサービスの種類別収入金額内訳書」
- (5) その他の申告内容を証するのに必要な書類
 - ・ 土地等譲渡所得に係る算出根拠書類
 - ・ その他の事業（医療保健業以外の事業）の所得金額に係る算出根拠書類
 - ・ 消費税を税込経理によっている場合の消費税申告書の写し など

4 各欄の記載方法

(1)①～⑩の欄(上段部分)

総所得金額	①の欄	「所得金額に関する計算書」(規則第6号様式別表5)の「再仮計⑥」欄の金額を記載してください。欠損である場合は、△印を付して記載してください。
土地等及び有価証券の譲渡所得	②の欄	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額に計上した土地及び建物等(構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。)及び有価証券(法人税法第2条第21号に規定する有価証券)に譲渡所得がある場合には、次により金額を算定してください。</p> <p>譲渡所得 = 譲渡収入 - 取得費及び譲渡費用</p> <p>譲渡費用とは、仲介手数料、譲渡に係る測量費用、立退料、減失・除却費用等が該当しますが、当該譲渡資産の維持管理費、修繕費、負債の利子等の費用は該当しません。</p> <p>ただし、譲渡所得を租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により算定した場合は、上記算式によらず当該金額としてください。</p> <p>また、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の規定に基づき損金の額に算入した金額(圧縮損等)は、土地譲渡所得等の計算上損金に計上します。</p> <p>この欄への計上がある場合には、当該所得金額の算出根拠書類を添付してください。</p>
その他の事業(医療保健業以外の事業)の所得金額	③の欄	<p>医療保健業以外の事業に係る所得金額を記載してください。</p> <p>区分困難な共通損益金額は、事業ごとの売上金額等最も妥当と認められる基準であん分してください。</p> <p>なお、その他の事業が、社会通念上、医療保健業とは別に独立しているとは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われている場合には、当該欄ではなく「その他の収入金額」の「その他の付随収入・付帯事業収入」②の欄に収入金額で記載してください。</p> <p>また、その他の事業所得に係る算出根拠書類を添付してください。</p>
課税標準の算定の基礎となる所得金額	④の欄	課税標準の算定の基礎となる医療保健業に係る所得金額を「①-②-③」により算出します。
社会保険医療分の所得金額	⑦の欄	<p>④で算出した医療保健業に係る所得金額のうち、社保分の所得金額を収入金額の割合により算出します。(④×⑤/⑥)</p> <p>この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)てください。</p>
当期分の課税所得金額	⑧の欄	課税の対象となる所得金額を①の総所得金額から⑦で算出した社保分の所得金額を控除して算出します。(①-⑦)
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	⑨の欄	<p>繰越欠損金又は災害損失金がある場合の当期控除額を記載してください。会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。</p> <p>なお、当該当期控除額は、社保分の所得以外に係る欠損金等であり、法人税と繰越額が異なりますので、規則第6号様式別表9を添付してください。会社更生等に係る当期控除額がある場合には、規則第6号様式別表10又は11を添付してください。</p> <p>繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。</p>

(2)「社会保険医療分の収入金額」各欄(中段左部分)

地方税法(以下「法」という。)第72条の23第3項に規定する社会保険診療について、収益計上した次の金額を法律区分ごとに記載してください。

ア 保険者から支払を受ける金額

なお、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から支払を受ける金額に査定損益がある場合には、収入金額に加算又は減算してください。

イ 被保険者から支払を受ける一部負担金

ウ 子供医療費、後期高齢者福祉医療費、障害者医療費等の社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含む)に代わって市町等が条例により支払った金額

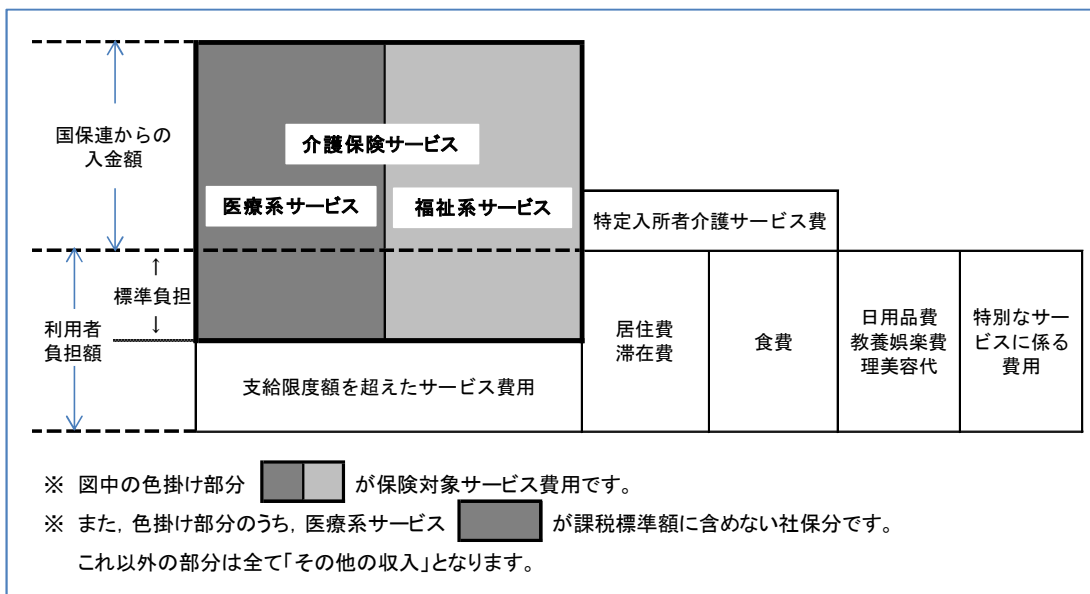
介護保険収入について・・・

介護保険収入のうち社保分の収入となるのは、法第72条の23第3項第4号により限定されていますので、「介護保険法の規定に基づくサービスの種類別収入金額内訳書」(附表)により計算してください。

保険給付サービスのうち、次の医療系サービスに係る介護報酬及び利用者標準負担額(1割～3割)が、課税標準算定上の特例の適用を受ける社保分の収入です。

なお、生活保護法の規定に基づく介護扶助(同法72条の23第3項第2号)についても介護保険収入に準じます。

- ・ 訪問看護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 介護予防居宅療養管理指導
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 介護保健施設サービス
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防短期入所療養介護
- ・ 介護医療院サービス
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 指定介護療養施設サービス



(3)「その他の収入金額」⑪以降の欄(中段右部分)

当期分の医療保健業に係る収入金額のうち、社保分の収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載してください。

労働者災害補償保険法	⑪の欄	労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付により支払を受けるべき金額を記載してください。
介護保険法	⑫の欄	介護保険法に係る収入のうち社保分の収入となるのは法72条の23第3項第4号に限定されています。 「介護保険法の規定に基づくサービス種類別収入金額内訳書(付表)」の「その他の収入金額」Fの欄から転記してください。
自費診療収入	⑬の欄	社会保険医療の対象とならない個人の傷病又はその予防に関する医療等について支払を受けるべき収入金額を記載してください。
自動車損害賠償責任保険等収入	⑭の欄	自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として支払を受けるべき金額を記載してください。
健康診断・予防注射等受託医療収入	⑮の欄	学校又は事業所等の契約により実施する健康診断又は予防接種等の給付により支払を受けるべき金額を記載してください。
⑪～⑮以外の医療収入	⑯の欄	⑪～⑮以外の医療等の給付により支払を受けるべき金額を記載してください。
入院料・ベッド代差額収入	⑰の欄	社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外に患者から支払を受けるべき入院料、差額ベッド代を記載してください。
患者・付添人食事代収入	⑱の欄	社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外に患者又は付添人から支払を受けるべき食事代を記載してください。
健康診断等証明収入	⑲の欄	各種証明書等の手数料、その他証明書等の交付に係る収入金額を記載してください。
生産品等販売収入	⑳の欄	作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことによる収入金額を記載してください。
受託技工・検査料等収入	㉑の欄	他の医療機関等から受託した歯科技工等又は検査等により支払を受けるべき金額を記載してください。
嘱託収入	㉒の欄	受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより支払を受けるべき金額を記載してください。
利子等及び配当等収入	㉓の欄	所得税法第174条の利子等及び配当等並びに従業員等に対する金銭貸付により支払を受けるべき利子等に係る収入金額(所得税額及び利子割額の控除前の金額)を記載してください。 なお、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない部分の金額は含みません。 ※平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われるべき利子等に係る利子割について、法人が納税義務者から除外されました。
電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉔の欄	電話、電気、ガス、寝具、その他の設備器具の使用の対価として患者等から支払を受けるべき金額を記載してください。
不用品売却収入	㉕の欄	医療廃棄物及び古紙等不用品の売却による収入金額を記載してください。
包括的支援事業委託料収入	㉖の欄	地域包括支援センター運営に係る委託料として市町から支払を受けるべき金額を記載してください。
その他の付随入・付帯事業収入	㉗の欄	上記⑪～⑳に類する収入金額又はそれ以外の医療保健業に付随して生じる収入金額で、社会通念上独立した事業部門とは認められない程度のもを収入金額で記載してください。
—	㉘の欄	印字項目に当てはまらないものがある場合は、空欄を利用して記載してください。 (例) 自動販売機収入、保険等の配当金、救急病院手当、還付加算金等

(4)「上記の収入金額に含めない収入金額」(下段部分)

すべての収入金額で「課税標準の算定の基礎となる所得金額」をあん分するのが原則ですが、例外的に次の収入金額等については、あん分基準となる医療保健業の総収入金額に含めませんので、当該欄に記載してください。

① 法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額
○ 受取配当等 受取配当等のうち、法人税法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額はあん分基準に含めません。
○ 各種補助金・助成金 法人税の所得の計算上損金算入が認められる補助金等及び国・地方公共団体及びこれらに準じる公的機関（国又は地方公共団体が出資をしている公共法人、公益法人等に限ります。）から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金等が該当します。 ただし、補助金等の名目であっても、医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などは、「その他の収入金額」に含めてください。
② 生命保険金・損害保険金 事故当事者又は当該親族等に支払った保険金の額及び補修費等実費相当額はあん分基準に含めません。また、法人税法等の規定により損金算入が認められる圧縮損部分についてもあん分基準に含めません。なお、休業補償、所得補償等の保険金は「その他の収入金額」としてあん分基準に含めます。
③ 消費税等
○ 課税事業者が税込経理をしている場合の課税売上高に係る消費税等 税込経理により収入金額に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、当該消費税等額はあん分基準に含めません。 なお、この場合は、消費税申告書の写しを添付してください。
○ 還付消費税等 益金に計上した還付消費税等額はあん分基準に含めません。 ただし、税抜経理方式で簡易課税制度を適用した場合に、納税すべき額と仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額との差額で益金となる金額は、「その他の収入金額」としてあん分基準に含めます。
④ 経費の戻りに該当する収入金額
○ 各種引当金及び準備金の益金算入額
○ 前事業年度以前に経費として支出した後にその一部又は全部が返戻となった場合の返戻金 租税の還付金（還付加算金は「その他の収入金額」に含めます。） 過年度減価償却過大額 企業年金返戻金 保険の満期返戻金及び解約に伴う掛金の返戻金（ただし、支払った掛金を超える部分は「その他の収入金額」に含めます。） 償却資産の売却益（ただし、取得価額を超える部分は「その他の収入金額」に含めます。）
⑤ 従業員（役員を除く）の福利厚生を経費にあてるため従業員から徴収する収入金額
○ 従業員の社宅・寮等使用料及び食事代に係る収入金額（ただし、経費相当額（実費）を超える額については「その他の収入金額」に含めます。）
○ 従業員のために設けた保育施設の利用料金（ただし、経費相当額を超える額については「その他の収入金額」に含めます。）
⑥ 法人税の税務調整等による加算額が損金の否認額である場合の当該加算額 法人税別表四で加算した金額が損金の否認である場合は、あん分基準に含めません。
⑦ 現金過不足 社保分とそれ以外の区分がつかない少額の現金過不足については、あん分基準に含めません。
⑧ 債務免除益
⑨ 益金の額として計上した仕入割戻額
⑩ 印紙等の実費販売収入 患者・職員の便宜のために販売する印紙及び切手等の販売収益のうち、売上原価を超えない部分についてはあん分基準に含めません。（売上原価を超える部分は「その他の収入金額」としてあん分基準に含めます。）

(5)記載にあたっての留意事項

法人税別表四で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の科目ごとの計上方法に従ってそれぞれ加算又は減算してください。

ただし、加算が損金の否認である場合は、医療保険業の総収入金額に含めないでください。

また、法人税の更正・決定により加算又は減算された金額がある場合についても同様に計上してください。

【 ご注意ください 】

持分の定めのない社団医療法人等に移行した場合

平成18年医療法改正法附則第10条第2項に規定する医療法人（経過措置型医療法人）から持分の定めのない社団医療法人等に移行した場合は、資本金の額又は出資金の額を有しないものとして取り扱います。

移行した場合は、変更後の定款の写しを添付し、所管の県税事務所に「届出事項の異動届」（広島県税規則様式第43号の7の2）を提出してください。

(参考) 計算の基礎とする収入金額等取扱一覧表

記載方法の一覧表です。記載されていない収入又は所得科目については、この一覧表に準じて計上してください。

- (A) 「社会保険医療分の収入金額」(中段左部分) に計上してください。
- (B) 「その他の収入金額」(中段右上部分) に計上してください。
- (C) 「上記の収入金額に含めない収入金額」(下段部分) に計上してください。
- (D) 「土地等及び有価証券の譲渡所得 ②の欄」又は「その他の事業(医療保健業以外の事業)の所得金額 ③の欄」に所得金額を計上してください。

収入科目	社保分の収入金額 (A)	その他の収入金額 (B)	収入金額に含めない (C)	別計算 (D)	備考
介護保険収入	○(注1)	○(注2)			社保分の医療収入は、法72の23③ニ及び四により限定されています。それ以外は「その他の収入(B)」に含めます。
生活保護法に規定する介護扶助収入					
窓口現金収入	○ (社保分)	○ (社保分以外)			収入科目ごとの区分に従ってそれぞれ計上してください。
保険等査定増減					
公費負担分					
家族療養費	○				特別療養費(総務省により証明されたもの)、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護医療費、家族訪問看護医療費も同様の扱いです。
保険外併用療養費					
労働者災害補償保険法の医療収入		○			
自動車損害賠償責任保険の医療収入					
救急病院手当					
自費診療収入					
予防接種補助金・委託料					
入院料、ベット代差額収入					
健康診断・受託医療収入	○				特定健康診断・特定保健指導(いわゆるメタボ健診)に係る収入についても同様の扱いです。
健康診断等証明収入		○			
付添人食事代収入					
利子補給金・事務取扱手数料					
生産品等販売収入					
受託技工、検査料等収入					
嘱託収入					
電話電気ガステレビ、寝具等使用料収入					
不用品売却収入					
自動販売機収入					
施設等利用料					
販売手数料					

収入科目	社保分の収入金額 (A)	その他の収入金額 (B)	収入金額に含めない (C)	別計算 (D)	備考
医療相談収入					
各種(旅行・忘年会)協賛金		○			
各種祝金・協力金					
受取利息配当金		○			所得税額及び利子割額の控除前の金額です。法人税法第23条により益金不算入部分の金額は含みません。
各種補助金・委託料		○(注3)	○(注4)		国等からの助成金等です。ただし、医療保健業の業務の対価である委託料等は「その他の収入(B)」に含めます。
印紙等販売収入		○ (販売益)	○		印紙・切手等の販売収益のうち、売上原価を超えるものについては「その他の収入(B)」に含めます。
従業員給食収入					従業員の福利厚生に経費にあてるため従業員から徴収する収入金額については「収入金額に含めない(C)」としますが、経費相当額(実費)を超えるものについては「その他の収入(B)」に含めます。
保育料収入		○ (実費を超過額)	○ (実費額)		
従業員の社宅・寮収入					
保険解約・満期返戻金		○ (運用益)	○		支払った掛金を超える部分は「その他の収入(B)」に含めます。
生命保険・損害保険金		○(注5)	○(注5)		事故当事者等への支払額、損害賠償額及び圧縮損は「(C)」、休業補償等は「(B)」に含めます。
償却資産売却益		○	○ (取得原価)		取得価額を超える部分は「その他の収入(B)」に含めます。
引当金及び準備金の繰戻額					
債務免除益			○		
現金過不足					
租税の還付金					
還付加算金		○			
仕入割戻			○		益金として計上した仕入割戻額は「収入金額に含めない(C)」としてください。
土地譲渡益等				○	所得金額を「土地等及び有価証券の譲渡所得②の欄」に記載してください。圧縮損等は、土地譲渡所得等の計算上損金に計上します。
有価証券売却益				②の欄に記載	
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの) ②の欄に記載		○	その他の事業に係る所得金額を③に記載してください。ただし、社会通念上医療保健業とは別に独立したとは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われているものは、収入金額を④に記載します。
その他の事業に係る所得				③の欄に記載	

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社保分の収入となるのは次のとおり法72条の23第3項第2号及び第4号に限定されています。

- ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護
⑥介護予防訪問看護 ⑦介護予防訪問リハビリテーション ⑧介護予防居宅療養管理指導 ⑨介護予防通所リハビリテーション
⑩介護予防短期入所療養介護 ⑪介護保健施設サービス ⑫介護医療院サービス ⑬指定介護療養施設サービス

(注2) (注1)に掲げるサービス以外の収入(訪問介護や主治医意見書作成料等)は、「その他の収入(B)」に計上してください。

(注3) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、補助金等の名目であっても「その他の収入(B)」に含めます。

(注4) 法人税の所得の算定上、損金算入が認められる補助金等及び国・地方公共団体及びこれらに準じる公的機関(国又は地方団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限り)から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する助成金、借入に対する助成金等が該当します。

(注5) 損害保険又は生命保険の保険金のうち、事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額は「収入金額に含めない(C)」に該当します。法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額についても「収入金額に含めない(C)」としてください。

ただし、損害保険金及び物的な損害の賠償金が補修費用等実費相当額を超える金額及び休業補償・所得補償等の保険金は、「その他の収入(B)」に含めてください。